

○新発田市上水道条例

平成9年12月24日

条例第36号

新発田市上水道条例（昭和33年新発田市条例第10号）の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条―第11条）

第3章 給水（第12条―第21条）

第4章 料金・手数料及び加入金（第22条―第32条）

第5章 管理（第33条―第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条―第41条）

第7章 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等（第42条―第44条）

第8章 補則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、新発田市上水道の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、新発田市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年新発田市条例第57号）第2条第2項に定めるところによる。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

第1類 専用給水装置

1 世帯又は1箇所専用するもの

第2類 共用給水装置

2 世帯又は2箇所以上で共用するもの

第3類 私設消火栓

消防の用に使用するもの

2 給水装置の用途は、次の2種とする。

第1種 一般用（特別用以外のもの）

第2種 特別用

(1) 公衆浴場用

(2) 臨時用（工事等臨時の用に使用するもの）

（令和元条例38・一部改正）

第2章 給水装置の工事及び費用

（工事の申込）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去する工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みがあった場合において、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。

（平成12条例51・令和元条例38・令和5条例12・一部改正）

（工事の費用負担）

第6条 給水装置工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が自己の費用で施行することが適当と認めたものについては、この限りでない。

（令和元条例38・一部改正）

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取付

口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度

これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

- 第13条 水道を使用しようとする者は、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(令和元条例38・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

- 第14条 給水装置の所有者が給水区域に居住しないとき、又は管理者において必要であると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため給水区域に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(令和元条例38・一部改正)

(水道メーターの設置)

- 第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

- 3 管理者は、使用水量を計量するため、特に必要があると認めたときは、貯水槽以下の装置に市のメーターを設置することができる。

(平成14条例51・一部改正)

(メーターの貸与)

- 第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 水道使用者等は、必要な注意を払ってメーターを管理しなければならない。

- 3 水道使用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを忘失又は、毀損した場合

はその損害額を弁償しなければならない。

(平成31条例11・令和元条例38・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消火用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(令和元条例38・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、必要な注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金・手数料及び加入金

(料金の支払い義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、次に掲げる基本料金と水量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金 (1月につき)
13ミリメートル	3立方メートルまで 890円
20ミリメートル	3立方メートルまで 1,660円
25ミリメートル	2,170円
40ミリメートル	7,740円
50ミリメートル	12,820円
75ミリメートル	29,620円
100ミリメートル	52,950円

(2) 水量料金

用途及びメーターの口径	水量料金 (1月につき)
一般用 メーターの口径 13ミリメートルから25ミリメートルまで	4立方メートルから10立方メートルまで (ただし、メーターの口径が25ミリメートルについては、1立方メートルから10立方メートルまで) 1立方メートルにつき 88円
	11立方メートルから30立方メートルまで 1立方メートルにつき 152円
	31立方メートル以上 1立方メートルにつき 200円
一般用 メーターの口径 40ミリメートルから100ミリメートルまで	2,500立方メートルまで 1立方メートルにつき 200円
	2,501立方メートル以上 1立方メートルにつき 176円
公衆浴場用	1立方メートルにつき 57円

臨時用	1立方メートルにつき 240円
-----	-----------------

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、同項に規定する額を超えない範囲内で、料金を別に定めることができる。

(平成22条例13・全改、平成26条例20・平成31条例11・令和元条例38・一部改正)

(料金の算定)

第24条 管理者は、隔月又は毎月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、当該メーター口径に基づく基本料金及びその計量した使用水量をもって水量料金を算定し、その合計額をその日の属する月及びその前月分又はその月分の料金とする。ただし、やむを得ない理由により定例日に検針できない場合には、検針日現在の使用水量によるものとする。

2 積雪その他の理由によって、定例日にメーターの検針を行わないときは、使用水量を認定して料金を算定し、後日検針したときにその料金を精算する。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常及び不可抗力による漏水等があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(令和元条例38・一部改正)

(特別な場合における基本料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は次のとおりとする。

- (1) 水道の使用を開始する場合は、開始日から次の定例日までの日数が31日以内のときは、1月分の基本料金、31日を超えるときは、2月分の基本料金
- (2) 水道の使用をやめるときは、前回の定例日から水道の使用をやめる日までの日数が31日以内のときは、1月分の基本料金、31日を超えるときは、2月分の基本料金

2 前項の規定にかかわらず、水道の使用を開始した日からその使用をやめた日までの期間が7日以内の場合における基本料金の額は、1月分の基本料金の額に2分の1を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(平成22条例13・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算額料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、管理者が別に定めるところにより、毎月又は隔月に発行する納入通知書又は口座振替の方法による。

2 水道の使用をやめた場合であってもその届け出がないときは、料金を徴収する。

3 給水装置を廃止し、又は使用を中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区分による額とし、申請者から申請の際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申請者からは、申請後徴収することができる。

(1) 法第25条の2第1項の申請をするとき 1件につき 15,000円

(2) 法第25条の3の2第1項の更新の申請をするとき 1件につき 7,000円

(3) 第7条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき

メーターの口径	件数	金額
口径25ミリメートル以下	1件	6,000円
口径40・50ミリメートル	1件	12,000円
口径75ミリメートル以上	1件	20,000円

(令和元条例38・一部改正)

(水道加入金)

第30条 給水装置を新設し、又は改造(メーターの口径を増す場合等に限る。以下本条において同じ。)しようとする者は、管理者に水道加入金(以下「加入金」という。)を納入しなければならない。この場合において、改造しようとする者の加入金は新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

2 加入金は、次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	90,000円

25ミリメートル	140,000円
40ミリメートル	430,000円
50ミリメートル	760,000円
75ミリメートル	2,100,000円
100ミリメートル	3,500,000円

3 加入金は、給水装置工事の申込みの際、徴収する。

(平成26条例20・令和元条例38・一部改正)

(工事負担金)

第31条 新たに配水管その他水道施設の拡張を行う地域の配水管から給水を受けようとする者は、管理者に工事負担金を納入しなければならない。

2 工事負担金は次に定める額に100分の110を乗じた額とする。

給水装置1か所につき 200,000円

(平成26条例20・令和元条例38・一部改正)

(料金、手数料、加入金等の減免又は徴収猶予)

第32条 管理者は、公益上その他特別理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、加入金、工事負担金その他の費用を減免し、又は徴収を猶予することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適切な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、措置させられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合し

ていることを確認したときは、この限りでない。

(平成12条例51・令和元条例38・一部改正)

(給水の停止及び賠償)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止し、損害があったときはこれを賠償させることができる。

- (1) 水道の利用者が第9条の工事費、第23条の料金又は第29条第3号の設計審査手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第24条第1項の使用水量の計量、又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(令和元条例38・一部改正)

(給水管の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(令和元条例38・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第37条 給水装置の利用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条第1項の承認を受けずに、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第24条第1項の使用水量の計量、第33条の検査、又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金、又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(平成12条例51・令和元条例38・一部改正)

(料金を免れた者に対する過料)

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平成12条例3・一部改正)

第6章 貯水槽水道

(平成14条例51・追加)

(市の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平成14条例51・追加)

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

2 貯水槽水道のうち法第3条第7項に定める簡易専用水道の設置者は、前項に定めるもののほか、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

(平成14条例51・追加)

第7章 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等

(平成24条例42・追加)

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)

第42条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(平成24条例42・追加)

(布設工事監督者の資格)

第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限

る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(平成24条例42・追加、平成31条例11・一部改正)

(水道技術管理者の資格)

第44条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(平成24条例42・追加、平成31条例11・一部改正)

第8章 補則

(平成14条例51・旧第6章繰下、平成24条例42・旧第7章繰下)

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成14条例51・旧第40条繰下、平成24条例42・旧第42条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(平成17条例106・一部改正)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の新発田市上水道条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成17条例106・一部改正)

(編入に伴う経過措置)

3 紫雲寺町及び加治川村の編入の日（以下「編入日」という。）前に紫雲寺町水道事業給水条例（昭和34年紫雲寺町条例第14号の2。以下「紫雲寺町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平成17条例106・追加)

4 編入日前にした紫雲寺町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成17条例106・追加)

5 編入日以後の旧紫雲寺町の給水区域（以下「紫雲寺区域」という。）における使用に係る料金の算定については、平成20年3月31日（以下「切替日」という。）までの期間に限り、この条例の規定にかかわらず、紫雲寺町条例の例による。

(平成17条例106・追加)

6 前項の場合において、切替日前から同日以後に引き続く水道使用者の平成20年4月の使用水量検針分の全部及び同年5月の使用水量検針分の2分の1に相当する使用水量に係る料金については、この条例の規定にかかわらず、紫雲寺町条例の例による。

(平成17条例106・追加)

7 編入日以後の紫雲寺区域において、切替日までに申込みがなされた給水装置の新設に係る加入金の徴収については、この条例の規定にかかわらず、紫雲寺町条例の例による。

(平成17条例106・追加)

附 則 (平成12年条例第3号) 抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第51号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年条例第51号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新発田市上水道条例第23条の規定は、平成16年10月1日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から同日以後に引き続く水道使用者の平成16年10月の使用水量検針分の全部及び同年11月の使用水量検針分の2分の1に相当する使用水量に係る料金は、なお従前の例による。

附 則 (平成17年条例第106号)

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新発田市上水道条例第23条の規定は、平成22年6月1日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から同日以後に引き続く水道使用者の平成22年6月の使用水量検針分の全部及び同年7月の使用水量検針分の2分の1に相当する使用水量に係る料金は、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 23 条第 1 項の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に水道料金が確定するもの（施行日以後初めて水道料金が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金の額を前回確定日（施行日前の直近の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。
- 4 この条例による改正後の第 30 条第 2 項の規定は、施行日以後に給水装置の工事の申込みをする者に係る水道加入金について適用し、施行日前に申込みをした者に係る水道加入金については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正後の第 31 条第 2 項の規定は、施行日以後に新たに給水を受けるための申込みをする者に係る工事負担金について適用し、施行日前に申込みをした者に係る工事負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条第 1 項の改正規定は平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新発田市上水道条例第 23 条第 1 項の規定は、平成 31 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から同日以後に引き続く水道使用者の平成 31 年 6 月の使用水量検針分の全部及び同年 7 月の使用水量検針分の 2 分の 1 に相当する使用水量に係る料金は、なお従前の例による。

- 4 平成31年3月31日以前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の新発田市上水道条例第43条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則（令和元年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第23条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に水道料金が確定するもの（施行日以後初めて水道料金が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金の額を前回確定日（施行日前の直近の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 この条例による改正後の第30条第2項の規定は、施行日以後に給水装置工事の申込みをする者に係る水道加入金について適用し、施行日前に申込みをした者に係る水道加入金については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正後の第31条第2項の規定は、施行日以後に新たに給水を受けるための申込みをする者に係る工事負担金について適用し、施行日前に申込みをした者に係る工事負担金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。